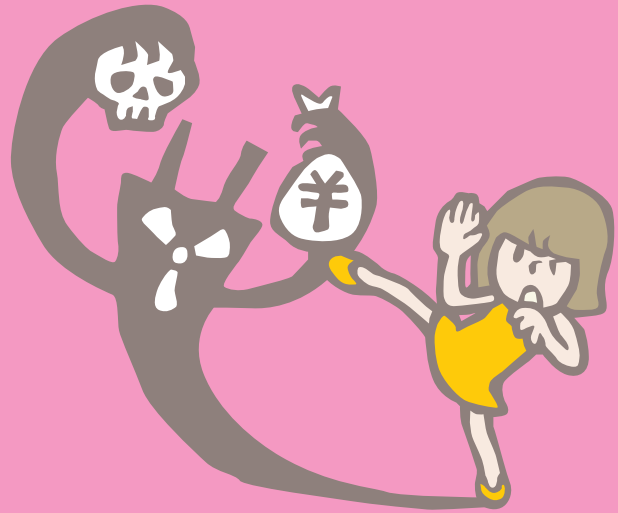


# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団

2015.Aug  
Vol.13

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第13回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう!九州玄海訴訟」は、今回、第13回弁論を行いました。現在の状況をどのように考えたらいいのか、お話ししたいと思います。

今年末にフランスで開かれる気候変動条約締約国会議に向けて、政府は全電源における原発の発電比率を20ないし22%にしています。この比率を維持するには、原子力規制委員会で審査中の全ての原発の再稼働を認め、さらに築40年を超える原発や東電福島第2原発の再稼働も前提にすることになります。まさに、安全は度外視です。

こうした時期に、福島では、被害補償の打ち切りと

か避難指定区域の解除・避難住宅の廃止など原発被害が終わったかのような政策が取られようとしています。要するに、原発被害が解決したかのように被害を意図的に小さく見せる「被害隠し」ともいえる政策なのです。

私たちは、どうしたらいいのでしょうか。今、福島を始め損害賠償を求める裁判が結審・判決の時期を迎えています。私たちは、廃炉を求める闘いだけではなく、全ての原発の裁判と大きく手を握ることが求められています。その意味で、九州の原発差し止め訴訟が全国の原発をめぐる闘いと大きく手を取り合うことが求められていると思います。

その闘いの中で、裁判官を励まして、原発公害をなくすことが裁判所の役割であることを訴えていかなくてはなりません。

## 第13回 口頭弁論

### 東島弁護士の ココがポイント!



1 原告側は、原発には公共性がないことの一環として、準備書面25(長期エネルギー需給見通しの問題点)を提出しました。国が、今年6月にエネルギー需給見通しとして、2030年における電源構成を発表し、原子力20~22パーセントとしたことに対して、①需要試算が現実より過大である、②ベースロード電源6割という発想自体過去のもの、③再生可能エネルギーの過少見積り、④原発全機再稼働及び40年を超える原発の運転延長を前提としている点で原発比率は非現実的なので根本的に誤っているとの主張をしました。また、原発は経

済効率性がないことも補充主張をしました。

2 九電は、玄海原発の地震に対する安全性の主張の準備書面10を提出しました。具体的には、①九電の策定した基準地震動の評価手法が合理的であること、②基準地震動を十分な余裕をもって設定していること、③基準地震動を超過する地震動が発生する可能性が極めて低いことを主張しました。九電の主張の終わりがいつか見通せない状況ですが、地震の反論は準備していくことになります。

3 福島県農民連会長の根本敬さんと元朝日新聞記者で「福島原発かながわ訴訟」原告団長の村田弘さんが意見陳述しました。2~5ページに全文掲載しています。



14回目の追加提訴を270名で行いました。  
原告総数は9396名です(6月11日現在)

### 目次

口頭弁論を終えて	1
ここがポイント	1
意見陳述	2

原告団交流ひろば	6
全国公害被害者総行動	7
傍聴しての感想	8
今後の日程	8

# 意見陳述

原告 根本敬氏(福島県農民連会長)



## 1 原発事故で農民は追い詰められた

私は、福島県二本松市で水田3ヘクタール、柿畑30アール、野菜畑20アールを耕す農民です。現在、福島県農民運動連合会(「福島県農民連」)の会長を務めています。そして、福島地裁において国と東京電力を相手に原発事故による被害の原状回復と損害賠償を求めている「生業訴訟」の原告です。私が暮らす場所は、福島第一原発から約60キロメートルの地域です。

原発事故によって農民たちは、追いつめられています。有機農業を実践してきた須賀川市の農家は、キャベツの収穫を前に自らのいのちを絶ちました。亡くなる前日、妻に「これで福島の農業は終わりだ」と言って、相馬市の酪農家は、フィリピンから嫁いだ妻をフィリピンに戻して、黒板に「原発さえなかったら」と書き付けていのちを絶ちました。計画的避難区域に指定された川俣町山木屋地区から福島市に避難していた農家の妻が「家に帰りたい」と夫に言い残して、一時帰宅した翌日に自宅庭先で焼身自殺しました。農民にとって、土は命です。その命が放射能で傷つけられているのです。

また、原発事故によって農民は自ら育てたものを捨てざるを得なくなっています。酪農家は、牛を殺処分し、牛舎に置き去りにし、乳を搾っては捨て、絞っては捨てる作業を繰り返しました。野菜は畑に埋めて処分し、売れない桃やさくらんぼはゴミとして廃棄しました。私たちは、自分の作った農産物を家族、特に子や孫に食べさせられませんでした。子や孫に土遊びをさせることは今でも困難です。

私は、原発事故の年、耕作は控えようと考えていました。しかし、84歳の父から「近所の人々が作っているのにどうしてうちでは作らないんだ」と責められました。ブログで「農地の汚染状況がきちんとわかるま

で栽培は見合わせたほうがいい」と書くと、ある自治体の方から「お前の言っていることは風評被害を助長するものだ」と電話で怒鳴られました。私の水田の土は、1kgあたり5020ベクレルでしたし、現に作物の根からも葉からも放射性物質は出ているのです。私はこう言いました。「風評ではありません。実害です。私たちの農地や作物は放射能で汚染されています。その実態も把握されていません。汚染状況の確認が先です。」すると彼は「作らないで賠償は出ないだろう」と言って電話を切りました。

## 2 それでも農民は「大地を受け継ぐ」

翌年、私は米の栽培を再開することにしました。放射能の汚染状況はまだ十分に把握できませんでしたが、自分たちで線量計や検査機器をそろえて大まかの状況が分かったのと、父との関係からでした。出演したラジオ番組で、京都大学の小出裕章さんからこういわれました。「根本さんにはそこに住んでほしくない。」私は、こう応えました。「うちの父は84歳です。この父をこれ以上悲しませたくないんです。84歳の父にここを離れるとはいえません。何も作るなどとは言えません。生まれた地で生きて、生まれた地で死んでゆく。その選択ぐらいさせたい」と。

この6月に国は、帰宅困難区域以外の避難地域をあと2年ですべて解除し、賠償も打ち切る方針を出しました。生活も生業の見通しもない中で、「帰るか帰らないかはあなたの自由です」というのです。福島切り捨てです。

農民は、いまま葛藤しながら作物を作っています。土壌が汚染されたとはいえ、土を耕し、作物を育てなければ、農地はダメになってしまいます。私たちは、20年後も30年後もこの地に生きるしかありません。

荒れ果てた農地には生きられません。

農民は、本来、作った作物を“美味しいから食べてくれ”と渡します。しかし、いまは“美味しい”の前に、“安全だから”とか“未検出だから”という言わざるを得ません。なぜ農民が、こんな言葉を自分たちで言わないといけないのか。東電がまき散らした放射能のために。

土を守るということと、人の口に入る物を作っているということとの間での、私たち農民のジレンマは解決の糸口をいまだ見出せません。

### 3 「引き受けるべき責任」と「背負わされる覚悟」

私は、今考えていることがあります。それは、法的責任とは別の意味で、大人にとっての「引き受けるべき責任」と、子どもたちに強いる、子ども達にとっては「背負わされた覚悟」です。

原発事故の法的責任は、私たちが負いきれるものではないし、かといって誰も責任を負わず問われない社会は「墮落」です。その責任を果たすべきは原発事業を進めてきた国と事業者である電力会社です。そうでなければこの社会は、墮落し続け成り立たないと思います。

他方、原発立地地域の人たちは、「原発補助金」を代償に「ふるさと、生業」を失う責めを引き受けざるをえません。故郷を追われ、賠償を巡って、福島県民からも陰口を言われ、いまだ自らの未来を描くこともできないでいます。

私たちは事故が起きて初めて、事故に直面して初めて、被害を蒙りつつ、「引き受けるべき責任」というものを自覚します。残念ながら、原発立地地域の多くの人々にとって、事故を「予知」することは困難であり、当事者になって初めてその辛酸をなめさせられます。

今後も日本が原発に依存するのであれば、国、県、市町村、事業者、裁判所、そして「大人」たちにその責めを引き受ける覚悟があるのかと問いたいです。

全村避難を余儀なくされた飯館村の女子高校生が、村民集会で「私が子どもを産んで、その子どもに何かあったときに保障してくれるんですか」と東電の副社長に迫りました。答えはありませんでした。

原発事故の起きた年の8月に私は飯館村の中学生とドイツに行きました。彼らは原発の是非について一切語ろうとしませんでした。現地のフライブルクで原発反対のデモがありました。このデモへの参加を巡って、飯館村教育委員会からは、色よい返事がありませんでした。私は、自由参加にしました。引率の先生方は参加しませんでした。でも、子どもたちは、こもごもの出で立ちでパレードに参加しました。彼らは、「背負わされた覚悟」を引き受けようとしたのだと思います。

原発事故で被害者にさせられた福島の私たちの責任とは何か。あるいは、原発事故後に日本に生きる大人たちの責任とは何か。

原発事故の法的責任を明確にさせ、被害の救済をきちんとさせること、そして次の世代に私たちの責任を転嫁せず、原発の再稼働を許さず原発ゼロにすること、私はそのために全力を尽くすつもりでいますし、そうした思いからこの裁判の原告となりました。

裁判所におかれましては、福島の農民の姿をしっかりと見ていただきたいと心から願っています。ワンモアフクシマの地にならないために。



▲アピールウォークの様子



**1万人まで  
あとひとがんばり**

同封の3つ折りリーフを友人・知人にわたそう！

【最新の原告数】次回提訴予定原告数は269名、原告総数は9665名になりました。1万人まであと335名です。原告拡大をさらに加速させるため、気軽にわたせる3つ折りリーフを作成しました。1部同封しますので、お知り合いの方にわたしてください。

# 意見陳述



原告 村田弘氏(「福島原発かながわ訴訟」原告団長)

## 1 はじめに

村田弘と申します。昭和17年12月、神奈川県生まれの72歳です。敗戦間近の昭和20年、父母の故郷である現在の南相馬市に疎開し、高校卒業まで暮らしました。新聞社で働き、定年退職後の平成15年、南相馬市小高区にある妻の実家に移住しました。二千坪余りの果樹園跡を開墾、農作業をしておりましたが、福島第一原発事故の避難指示により横浜市に避難しました。現在は、妻とネコ、娘夫婦と横浜市内で借家暮らしをしています。平成25年9月、神奈川県内の避難者が横浜地方裁判所に提訴した「福島原発かながわ訴訟」原告団の団長を務めています。

## 2 原発事故時の状況

地震発生時、私は、町はずれにあるスーパーの駐車場にいました。スーパー入り口の鉄柱につかまって、激しく、長く続く揺れが収まるのを待ちました。店や蔵の多くが倒れ、道路からは水が吹きあげていました。1.5kmほど離れた山際の自宅に戻ると、畑の真ん中で妻がネコを抱いて震えていました。

約40分後には津波が襲い、南相馬市でも1000人を超える犠牲者が出ました。

12日午後4時前、津波に流された母親の実家を見舞って自宅に帰ると、隣の奥さんが「原発、爆発したってよ!」と駆け込んで来て、初めて原発が深刻な状況に陥っていることに気が付きました。午後6時半ごろ、テレビに「20km圏内に避難指示」のテロップが流れました。私の家は原発から北西に約16kmです。「直ちに影響はありません」という枝野官房長官の会見があり、市や町からも指示はありませんでしたので、その夜は家で津波のニュースを見ていました。

翌朝、妻が「外はシーンとしている。誰もいないみたいよ」と言うので、町に出てみました。人影はなく、役場に残っていた若い人が、「みんな昨夜避難した。パニック

クだったよ」と呆れ顔でした。家に戻って毛布2、3枚と缶詰5、6個などを車に積んで、9kmほど北にある中学校の体育館に行ったのが長い避難生活の始まりでした。

## 3 避難、錯乱の日々

中学校には千数百人が避難していました。毛布1枚ほどのスペースを譲ってもらい、震えながら夜を過ごしました。電話も通じず、車のラジオが唯一の情報源でした。15日深夜、初めてつながった携帯電話をとると、「逃げろ! 逃げるんだ!」という声が飛び込んできました。大阪に住む元会社の先輩でした。原発の相次ぐ爆発、高濃度の放射能の放出、事態は深刻の度合いを深めていたのです。

16日夜10時ごろ、避難所に駐在していた市の職員がハンドマイクで、「ここは明朝で閉鎖する」と告げました。①集団で新潟に避難する②自力で避難する③市の次の対策を待つ、のどれかを明朝6時までに選択しなさい、というものでした。

私と妻は、神奈川県にいる子どもたちのところへ避難することにし、一緒にいた弟は病気だったため、医師と一緒に新潟に行くことに決めました。

川崎市の長女宅に着いたのは19日の午前1時半でした。川崎、横浜と3人の子どもたちの家を転々としたあと、3月末に下の娘が住んでいた横浜市の公団住宅5階の空き室に入居、避難生活が始まりました。ネコは下の娘の所に隠してもらいました。

新聞やテレビなどで、大熊町の施設に居た100人のお年寄りが避難途中に亡くなったこと、須賀川の有機農家、飯館村の102歳のおじいさん、川俣町の58歳の主婦、相馬市の酪農家の相次ぐ自死のを知りました。南相馬市の93歳のおばあさんが残した「お墓にひなんします。ごめんなさい」という遺書には、声をあげて泣きました。近所の大工さんからは「ばあちゃんが死んだ。



火葬場が空かないので、冷蔵庫にペットボトルを入れて凍らせて遺体を冷やしている」との電話。妹からも「義母の遺骨を車に積んだままにしている」と言ってきました。

原発に対する自分の甘い認識、でたらめという以外にない事故対応、相次ぐ被害者の悲惨な姿、足場を失って宙に浮いた日常などが無いまぜになって、精神のバランスを失いました。妻の些細な言葉に怒鳴り返し、団地の他人の部屋に鍵を差し込もうとして叱られ、トイレのカバーの交換に30分もかかる。錯乱の日々が続きました。

#### 4 奪われたもの

4年余りの時が流れました。朝起きて歯を磨き、顔を洗う。新聞を読む。卵と漬物でご飯をいただく。ようやく、事故前に近い「当たり前の生活パターン」が戻ってきました。

春と秋には自宅に帰っています。隣町に宿をとり、庭に除草剤を撒き、家の中の除湿剤を取り替え、防虫剤を炊いて帰ってきます。50個もの穴を掘って植えたモモやリンゴ、サクランボ、クリ、ブルーベリーなどは、ほとんどが枯れています。クワ1本で耕した野菜畑は、雑草に覆われています。庭師さんが手塩にかけてくれた庭の松は、伸び放題で、松ぼっくりの山です。

4年前、家の中で1~2 $\mu$ Sv、裏庭の雨樋付近で18 $\mu$ Svもあった放射線は、現在それぞれ0.8、3~4 $\mu$ Sv（いずれも毎時）程度と低くはなっていますが、いぜん放射線管理区域並みです。横浜に戻ると、2~3日はぐったりしてしまいます。

小高区は20km圏内で、今は避難指示解除準備区域。来春には避難指示を解除するということで、除染のダンプカーが走り、そこそこに汚染土や放射性廃棄物を入れたフレコンバックの黒い袋が山積みになっています。昨年からは役場や郵便局、銀行は開いていますが、町中に人影はありません。

20km圏外の南相馬市中心部では、一見、事故前と変わらない生活が営まれ、伝統の「相馬野馬追」も復活し、マラソン大会なども開かれています。残った人たちの間では、放射能や120人を超えた子どもの甲状腺がんの話はタブーです。

地元に残る妹には、「避難していればいいんだから、

いいね」と言われます。南相馬市の避難所から仮設校舎に通っている小高区の中学生は、「あっ、600万円が歩いてくる」と指差され、黙って家に帰ったと聞きました。1人月額10万円の賠償を5年分もらっている、という意味です。仮設住宅に住む避難指示区域の人たちは、スーパーの買い物にも傍目をはばかりといひます。賠償をもらって良い物を買っていると見られるから、ということです。一方的な線引きによる賠償の有無、多寡が人々の心を切り裂いているのです。

#### 5 終わりに

現在、神奈川県に避難している71世帯、174人で、国と東京電力に対し、損害賠償を求める訴訟を起こし、「暮らしを返せ ふるさとを返せ」と訴え続けています。

加害者である国と東電は、この未曾有の災害を引き起こした責任を認めず、賠償にも誠意をもって対応しようという姿勢を見せていません。そればかりか、国はあと一年半余後の平成28年度で年間空間線量50mSv以下の地域の避難指示を解除し、避難指示区域外からの避難者に対する住宅無償提供を打ち切る、としています。

被害の全容も、責任の所在も明らかにせず、事故収束の道筋さえ見えない中で、被害者に帰還か流浪かの選択を迫るものです。私は、被害者を切り捨て、事故総体を福島石棺に封じ込めようとする「棄民宣言」と受け止めています。

正直申し上げれば、私たちの訴訟は「悲しい闘い」です。起きてしまった被害を認めさせ、最低限の償いを求めるものだからです。失われたものは戻ってきません。原発事故という人類史上最悪の核災害は、数十年、数百年から十万年の単位で、重くのしかかってきます。

それに比べ、この法廷で展開されているのは、「希望に満ちた闘い」だと思います。冷静に、事の本質を見極めれば、私たちが味わっているような回復不能な損害を回避し、人間が人間らしく生きられる環境が保障される道を選べるからです。

福島原発災害という、底知れない被害の実態に想いを致し、賢明な結論に到達されることを心から願い、私の陳述と致します。

## 原告団交流ひろば

各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取り組みを行っています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みなさんの地域での活動の参考にしてください。

### 毎月1回の「原発ゼロカフェ」 開催で広がる！ 知識も仲間も！！

原発ゼロ 佐賀市の会 代表世話人 長谷川和子



今年1月、「原発ゼロ 佐賀市の会」が発足しました。発足までの準備段階のこと、そして発足後のいろいろな取り組みについてお話ししたいと思います。

昨年の6月、大飯原発の運転差止を命じる歴史的な判決後まもなくの頃、佐賀市の女性を中心とした数名の原告から「原発についてもっと学習をしたい」「原告の仲間ともっと知り合い、親睦をはかりたい」という声があがりました。早速、気軽に楽しくをモットーに「第1回原発ゼロカフェ」を原告団・弁護団共催で呼びかけました。佐賀市の全ての原告の皆さんに呼びかけたいと思っていますが、とりあえず連絡の取れる範囲でスタートしました。毎月1回100円の参加費でコーヒーとクッキーを楽しみ、原発について学び、何でも気軽におしゃべりする会です。参加者は10～15人の小さい会ですが、熱気にあふれています。次はこんなことを話してみたい、聞いてみたいと和気あいの交流の場となりました。

裁判の進捗状況をわかりやすく弁護士さんに話してもらったり、「基準地震動って何？」「汚染水は本当にブロック出来ているの？」など素朴な質問に原告団

長にわかりやすく説明してもらったり、そしてその話題をみんなで議論したりなど、毎回充実したカフェタイムです。

6月のゼロカフェスタートから8回のゼロカフェ経た今年1月、いよいよ念願の「原発ゼロ 佐賀市の会」設立への話へと発展しました。1月31日の佐賀地域「原告のつどい」と合わせて「原発ゼロ 佐賀市の会」の設立を、佐賀地域の原告730名全員に案内しました。当日の参加者は50名と決して多くはありませんでしたが、第一歩を踏み出したという思いがみんな中にはあったように思います。

「原発ゼロ 佐賀市の会」の目的はもちろん「原発なくそう！九州玄海訴訟」の勝利をめざすことです。その目的にそって、次の活動をします。

- ① 裁判の傍聴、模擬法廷へ誘い合って参加する
  - ② 「原発ゼロカフェ」を定期的開催する
  - ③ 一万人以上の原告をめざす
  - ④ 諸団体、個人との経験交流をする
- としました。

世話人18名を選出し、毎月のゼロカフェのあと世話人会を開いています。

6月27日にはドキュメンタリー映画「日本と原発」上映会を開催し、100名の参加者でした。「いい映画だったよ」と感激して原告になってくれた方は7名です。

「原発ゼロ 佐賀市の会」として取り組んだ映画会でしたので、非常にやりがいを感じました。ある宗教関係者の方は同じ宗派の方を、ある方は昔の職場関係の方を、そしてある方はもっとも身近な奥様を原告にと、輪がどんどん広がることを実感しました。

発足後月1回のゼロカフェには、より幅広い人たちが毎回25名ほど集うようになり、女性中心だったメンバーに男性陣が加わり、ますますパワーアップしています。回が重なるにつれ、「一人ひとこと発言」がほぼ定着し、幅広い関心事や問題提起で中身が濃くなっているように思います。もっともっと話したい人、話し足りない人など、時間が足りないことが目下の悩みです。

原発ゼロを願うたくさんの人たちとつながり、その輪がどんどん大きくなる、まだまだ仲間が増える、そんな思いになりました。一万人原告に向けて皆さんとともに頑張りたいと思います。



# 全国公害被害者 総行動デーに参加して

団長 長谷川照

事務局 田中みゆき

6月2日から4日まで第40回全国公害被害者総行動に九州玄海訴訟原告団を代表して参加してきたので報告します。

## 過密な行動計画

○**6月2日(水)**13:30～ スモン公害センターにて直前実行委員会(発言内容と時間のチェックに冷や汗！)

○**6月3日(木)**

(1)11:00～ 環境大臣交渉  
「生業返せ、地域返せ！」福島原発訴訟原告団、泉南アスベスト訴訟弁護団など6交渉団体の要求と、水俣病や福島原発の被害者らとともに、九州玄海訴訟原告団からの新たな公害被害の訴え。  
(2)12:00～ 霞ヶ関を玄海訴訟の幟を掲げて雨中パレード  
(3)14:00～ 東電・政府交渉  
生業訴訟原告・弁護団、福島原発避難者訴訟原告団など14交渉団体・約200名。

第1緊急要求 避難指示の解除と賠償の打切り、処分場の建設手続き、生活再建、除染

第2基本要求 賠償請求訴訟のあり方、事故収束・エネルギー政策、原発労働者の問題

(4)18:00～20:00 日比谷公会堂にて総決起集会 声明文(田中読み上げ)満場の拍手で採択

(5)懇親会 長谷川は早々に退席、田中はおそらく過酔？ 原告10名増加

○**6月4日(金)**

(6)8:00～9:00 田中は農水省前行動から参加。有明訴訟団支援  
9:30～11:00 東京電力前抗議集会

(7)12:00～12:30 まとめの行動  
公害被害者のエネルギーな行動に励まされて私たちも総行動を完遂できました。

## 成果と展望

(1)環境大臣交渉に参加して

当初フクシマ(福島第一原発の過酷事故)に相当する被害を被っていない私たちの訴えは環境省の担当外として扱われると覚悟して発言しましたが、大臣の返答から、**北部九州の片隅に立地する玄海原発の周辺に居住する1万人に近い住民が原発に不安と不信を抱いて生活していることは理解していただけたよう**です(1万人原告の効果)。

(2)東電・政府交渉に参加して

東電と55%におよぶ東電株を所有する政府は「避難指示の解除」と「2016年度内に住民を対象とするすべての損害賠償を打ち切り」を提案して、①福島は復興したこと、②残っているのは福島

第一原子力発電所内の問題(汚染水の処理と廃炉作業)だけであることを国内外に知らしめ、③原発再稼働に弾みを付け原発事業を3.11以前に復権させようとしています。フクシマの被害者、住民と原発作業員、の怒りは頂点に達しています。交渉は5時間を超えましたが東電・政府は全く耳を傾けませんでした。

交渉は物別れでしたが、闘いの展望は開けてきました。東電・政府の提案は福島の県をはじめ市町村の地方自治体の協力なしには実現不可能です。今こそフクシマの被害者は「怒り」を集めて、地方自治体を味方にする闘いに変えて、原発操業以来電力会社を通じて国・政府に支配されてきた地方の自治を再建する絶好の好機をものにするときです。

## 謝辞

全国公害被害者総行動に参加して1万人原告訴訟の運動の正しさを改めて認識するとともに、被告として提訴している国と直接交渉する機会を与えていただいた公害被害者総行動実行委員会のみなさまに感謝いたします。

## 全国公害被害者総行動とは

1978年から毎年6月の環境週間(現在は月間)に開催。公害被害者が年に一度、一同に集まって、  
： 公害・環境破壊を構造的に作り出している国や企業、財界  
： と公害の根絶・環境保全を目指して交渉することを目的に  
： 行われています。今年は40年目の節目の年です。

REPORT 

## 九州玄海訴訟第13回口頭弁論傍聴記

「戦争法案15日委員会採決」の情報が飛び交うなか、「原発なくそう！九州玄海訴訟」の第13回口頭弁論が7月10日、佐賀地方裁判所で開かれた。

初めに陳述した村田さんは、地震発生から慌しい避難の様子を抑えた口調で語った。自身も精神のバランスを失い、一時錯乱状態になったことも語った。

つづいて陳述に立った根本さんは、原発事故で追い詰められた生業、それでも大地を受け継ぐことでしか生きるすべのない農民の葛藤を訴えた。

最後に村田さんは、「悲しい闘い」と「希望の闘い」を語った。起こしてしまった被害を償わせる自らの訴訟に対して、被害を未然に回避する玄海訴訟は希望に満ちた闘い、と強調した。そのうえで、「福島原発災害に思いを致し、賢明な結論に到達されることを心から願う」

と裁判官に訴えた。

根本さんも、また、農民連の仲間たちと、循環型社会へ「たるを知る」社会。節電と発電に取り組み雇用も創出している事を報告された。共に未来に向かった「勇気」と「希望」に満ちた訴えでした。

国の行く末が問われる2つの闘い。原発再稼働と安全保障関連法案。一日も早く1万人の原告を突破し、「自分で消費する電力は自分で」の発想が、最後に決するのは一人ひとりと確信される。議論されるほど広がる戦争法案反対の声。1万人の学者・研究者など法案反対の声、この声を司法の場に、「憲法違反の法律は無効」の訴えを起こしていただきたい。司法は結果判断といわれるが、憲法に違反する法律を作られたのでは三権分立もあつたものでない。呼応して全国1千万署名で司法に問おう。2つの連動した闘いが安倍政権を追い詰めていく。運動は来年の参議院選挙を見つめている。まさに「希望の闘い」を思う傍聴でした。

[北九州地域原告団 三藤 忠良(小倉南区)]

## 支える会のご案内

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみ  
なさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をいただきますようお願いいたします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからダウンロードできます。★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもご覧になれます。また、弁護団の弁護士が

所属するお近くの事務所でもみることができます。  
★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

## 年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込  
口座記号番号 …… 01760-6-90732  
名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会  
(ゲンカイゲンパツソシヨウワササエルカイ)  
▼他行からの振込  
店名(店番) …… 一七九店(179)  
口座番号 …… 0090732

※転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

今後の  
日程

## 第14回 裁判のご案内 10月9日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～ 佐賀県弁護士会館へ12:30に集合  
弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集はメートプラザ佐賀(佐賀勤労者総合福祉センター)で行います。

## 意見陳述者の紹介 イ・ジンソブさん

韓国釜山の古里原発近くに住むイ・ジンソブさんら家族は「ガンなどの健康被害は原発の放射能が原因だ」として、原発を運営する「韓国水力原子力」を相手取り、損害賠償を求めて提訴。2014年10月、韓国・釜山(プサン)地方裁判所で妻のバク・クムソンさんの甲状腺ガンは古里原発に原因があるという、地域住民の疾病と原発との因果関係を認める画期的な判決を勝ち取りました。

## 第15回 裁判のご案内 12月18日(金)

佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間は第14回と同じです。

## 第15回 提訴のご案内 9月10日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合

今回の原告申込み 締切9月4日

発行元/「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
発行責任者/長谷川照  
発行日/2015年8月25日

事務局/佐賀中央法律事務所  
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123